

別紙 2

土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、国指定史跡 土井ヶ浜遺跡（以下「遺跡」という。）を擁する土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を核として、にぎわいと交流の拠点を創出し、土井ヶ浜とその周辺及び豊北地域、ひいては日本海沿岸エリアの地域振興を図る「土井ヶ浜プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の基本計画を策定するものである。

プロジェクトの推進に当たっては、歴史や文化をはじめとする地域資源を最大限に活用し、地域の住民・行政・民間事業者、その他多様な主体が連携して事業を展開することを図る。プロジェクト推進の中心を担うミュージアムについては、博物館としての機能強化を図るとともに、様々な現代的課題にも対応しうる社会インフラとしての役割も期待され、基本的活動の充実だけでなく、新しい発想も導入した機能の強化も求められる。ミュージアムは、本来、その存在自体が地域の魅力向上及びシビックプライドの醸成に資するものであり、このたびの基本計画策定においては、このことを基礎として戦略的な検討を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名 土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務
- (2) 履行場所 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（下関市豊北町神田上 8 9 1 - 8）ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで
- (4) 業務内容 別紙 1 「土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務仕様書」に記載の内容を基本とし、これを効果的かつ効率的に実現する具体的な提案をもって業務を行う。

3 予算

見積限度額 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程（予定を含む）

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和8年5月25日（月） |
| (2) 現地見学会 | 令和8年6月2日（火）午後2時から |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和8年6月12日（金）午後5時まで |
| (4) 参加資格審査結果通知 | 令和8年6月17日（水）までに発送 |
| (5) 質問の受付期間 | 令和8年5月25日（月）から
令和8年6月5日（金）まで |
| (6) 質問に対する回答 | 令和8年6月10日（水）までに回答予定 |
| (7) 提案書提出期限 | 令和8年7月17日（金）午後5時まで |
| (8) プレゼンテーション | 未定（別途通知） |
| (9) 選考結果通知 | 令和8年7月31日（金）までに発送予定 |

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれも参加資格を満たす者であり、共同提案者の中から代表者を定めたいえで応募すること。下関市との契約の当事者は、当該代表者とする。なお、単独で応募した者は、共同提案の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (7) 公告日現在において、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (8) 過去10年以内に、本業務と同種又は類似業務を受託し、完了した実績があること。
- (9) 本業務を遂行するため、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員の資格を有する者及び建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- (10) 参加者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、下関市と協議の上、その一部を第三者に委託することができる。

参加者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により下関市の承諾を得なければならない。

参加者は、第三者に委託し、又は請け負わせた場合、下関市に対し、その第三者の受託又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

6 現地見学会

- (1) 開催日時 令和8年6月2日（火）午後2時から

(2) 場 所 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

(3) 留意事項

- ・現地見学会に参加を希望する場合は、事前にミュージアム（事務局）まで現地見学参加申込書（様式1）を提出のこと。
- ・1団体2人までの参加とする。
- ・見学会当日は原則質問は受け付けない。「8 質問の受付及び回答」によること。
- ・見学会では、ミュージアム本館及びドームの建築図面を閲覧できる（撮影は可とする）。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要（任意様式、パンフレット等でも可）

ウ 実績調書（様式3）

業務実績について、契約書の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。

(2) 提出方法

提出書類すべてを電子メールで提出すること。

※様式2及び3について、必要事項を記入し、PDF化すること。

(3) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

下関市教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（事務局）

E-mail: kijinrui@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日

令和8年6月17日（水）までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和8年6月19日（金）正午までに確認すること。

イ 通知方法

電子メールによる

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができる。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式

別紙「質問書（様式4）」のとおり

イ 提出方法

電子メール（着信確認を行うこと。）

ウ 受付期間

令和8年5月25日（月）から

令和8年6月5日（金）まで 必着

エ 提出先

下関市教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（事務局）

E-mail: kijinrui@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 回答

ア 回答方法

電子メールによる。プロポーザル参加申込者全員に回答を送信。

イ 回答日

令和8年6月10日（水）までに回答予定。

9 提案書作成方法等

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式） 正本1部、副本7部（企業名なし）

(2) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

ア 企画提案書は1社について1案とする。

イ 企画提案書の記載内容

(ア) 記載概要

別紙1「土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務仕様書」の内容及び別添1「評価基準」に示す内容に沿ったものとし、分かりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

(イ) 業務実施体制

本業務を実施する上での業務体制表を記載すること。また、本業務を円滑に履行するために他の事業者の協力を受ける必要がある場合は、その業務内容が分かるよう記載すること。

(ウ) スケジュール

本業務に係るスケジュールを具体的に記載すること。

(エ) 独自提案

仕様書で示した事項以外に独自の提案があれば、A4判1枚に簡潔に記載すること。

(オ) 留意事項

- ・正本の表紙に様式6を添付し、代表者印を押印すること。また、副本の表紙には、提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- ・正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

(5) 提出先

下関市教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

〒759-6121 下関下関市豊北町神田上891-8

※開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで

10 審査方法

(1) 評価基準

別添1「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日程

未定（別途通知）

イ 実施場所

未定（別途通知）

ウ 出席者

3名以内（原則、参加申込書（様式1）に記載された担当者は出席すること。）

エ 実施時間

1者40分以内

オ 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクター

それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意すること。

カ その他

プレゼンテーションの順番は、下関市が提案書を受理した順番とする。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。また、ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(3) 候補者の選定方法

ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

- イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
- ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「企画提案内容」の項目の評価点が高い者を候補者として選定する。ただし、それでもなお候補者を選定できないときは、委員の審議及び多数決により候補者及び次順位候補者を選定する。
- エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

1.1 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式7）により通知します。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本下関市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1.2 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

1.3 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に

開示することができる。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示する。

1.4 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、下関市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（様式8）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積書）の金額が、見積限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中

止する場合がある。

- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 問い合わせ・提出先

下関市教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（事務局）

〒759-6121 下関市豊北町神田上891-8

電話 083-788-1841 ファクシミリ 083-788-1843

電子メール kijinrui@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1.6 施行期間

本要領は、令和8年5月25日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

以上